

第3回畜産部会説明資料

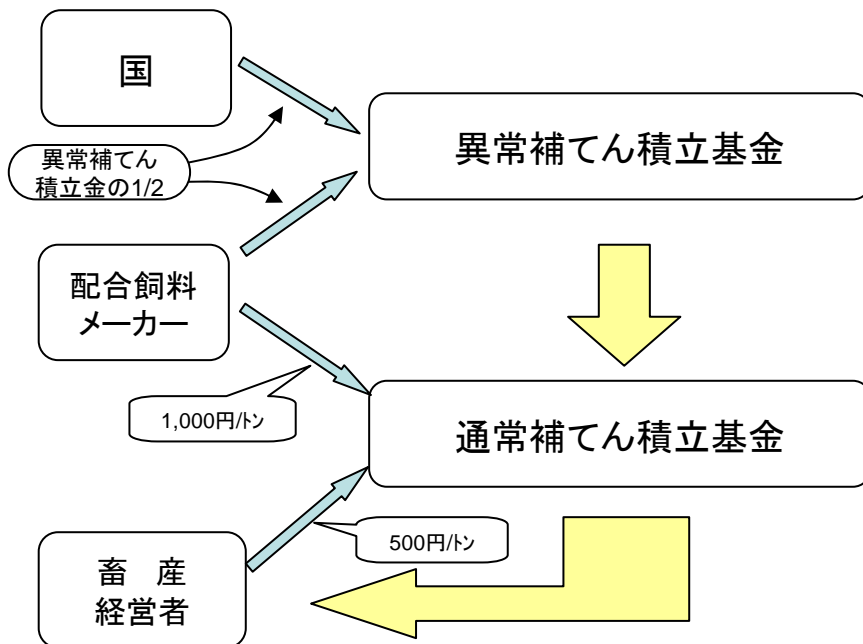
1	配合飼料価格安定制度について	1
2	今後のとうもろこし価格の見通し	3
3	今後の補てん見込みと負担の内訳	4
4	国産飼料の生産・利用の拡大	5
5	食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドラインについて	6
6	牛乳・乳製品の消費拡大対策の強化について	8
7	肉用牛繁殖経営の担い手の現状	9
8	肉用牛増頭に向けた取組	10
9	生産農場における衛生対策	11

平成19年3月
農林水産省生産局

○ 配合飼料価格安定制度について

- 本制度は、配合飼料価格が未曾有の高騰に見舞われた「畜産危機」の際に創設。
- 民間からの拠出(四半期ごとに生産者500円/トン、配合飼料メーカー1000円/トン)により「通常補てん」を昭和43年度から実施。
- 昭和49年度より、異常な価格高騰に対応するため、「通常補てん」のセーフティーネットとして、「異常補てん」(国1/2、配合飼料メーカー1/2の積立)を実施。

配合飼料価格安定制度の仕組み

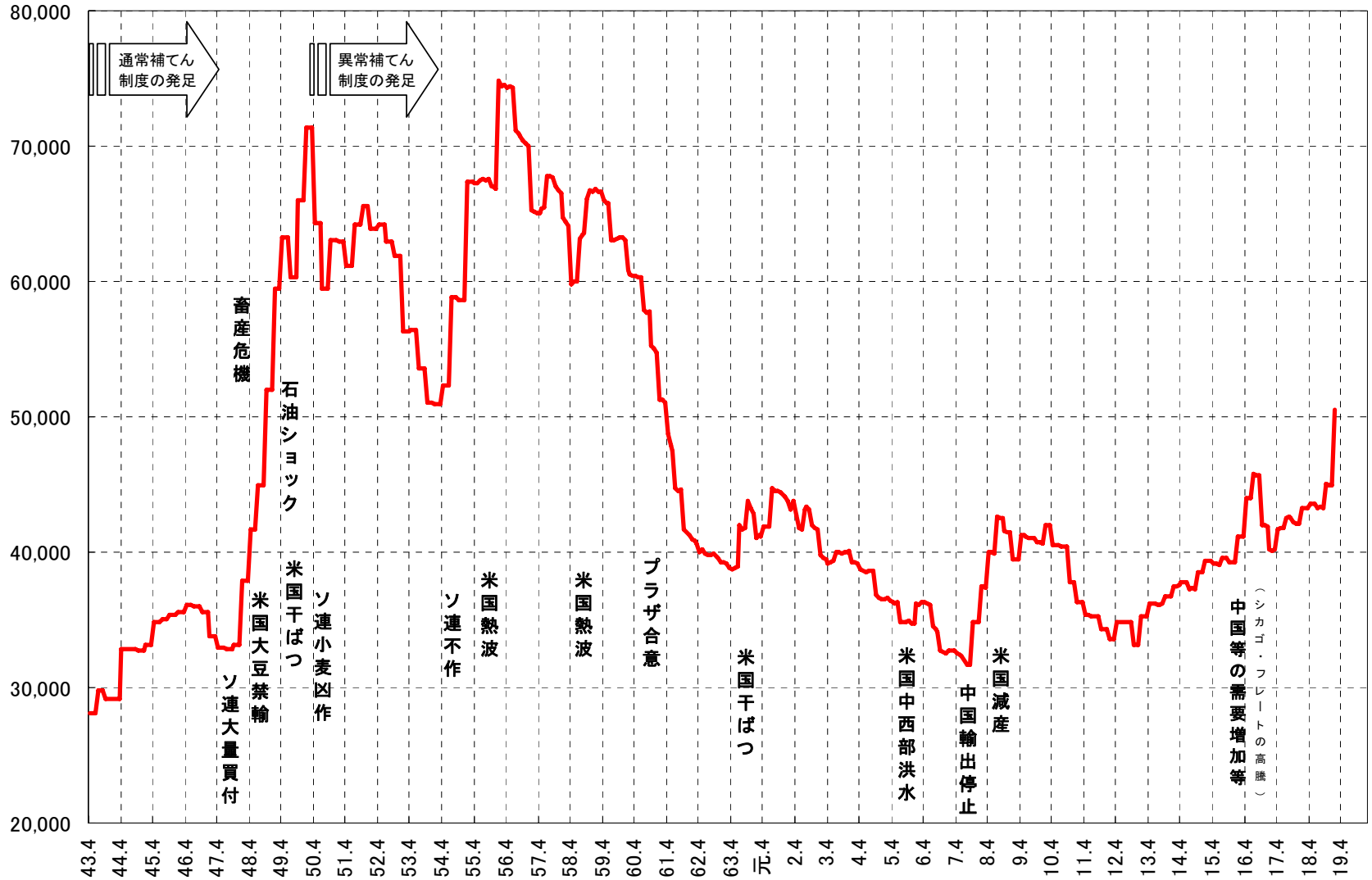


「畜産危機」

- 昭和47年に、異常気象による大凶作等を背景に、旧ソ連が大量に穀物買付けを行い、穀物需給がひっ迫。
- 昭和49年からは、アメリカ、ソ連と2年続きの凶作により深刻な穀物危機。
- とうもろこしのシカゴ相場も、49年、50年と47年の約3倍まで高騰。
- この影響を受け、我が国の配合飼料価格も、47年7-9月期33,800円/トン程度であったものが、50年1-3月期には71,300円/トン程度と2倍強に高騰。
- その後も数年にわたり60,000円/トン以上の水準で推移。

配合飼料価格の推移

円/トン



○ 今後のとうもろこし価格の見通し

- とうもろこし価格は、上げ要因もある一方、下げ要因もある状況であり、現時点で今後を正確に見通すことは難しい状況。
- 引き続き、とうもろこしの需給・価格の動向や、これら様々な価格に影響を与える要因について注視する必要。

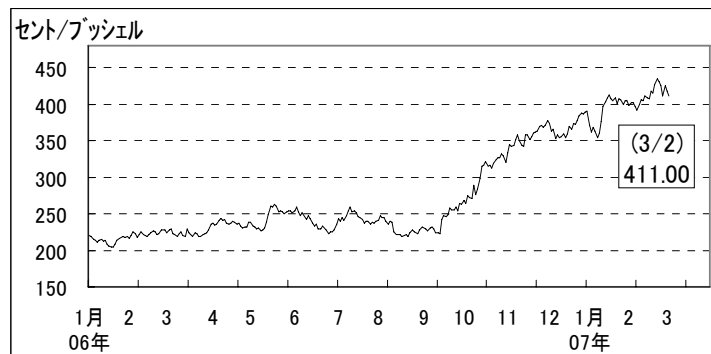
<上げ要因>

- バイオ・エタノール向け需要の増加(米国農務省の予測)。
(2007年度:81百万トン、前年度比27百万トン増)
- 在庫率の低下(中国の需要増加等による不確定要因の増加)。
- ラニーニャ現象により、夏季の高温干ばつが作柄へ悪影響(米国の民間気象予報機関の予測)。

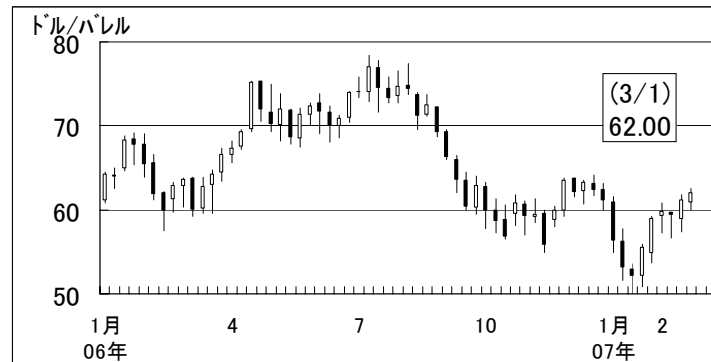
<下げ要因>

- 作付面積と単収の増加により生産量がかなり増加(米国農務省の予測)。
(2007年度:310百万トン、前年度比42百万トン増)
- 原油価格が一時80ドル/バレル近くまで高騰したが、現在は60ドル/バレル前後まで低下。
(原油価格はバイオ・エタノール価格と密接に関連)
- 南米の作柄が良好であり、生産量が増加(米国農務省の予測)。

<とうもろこし価格の推移>

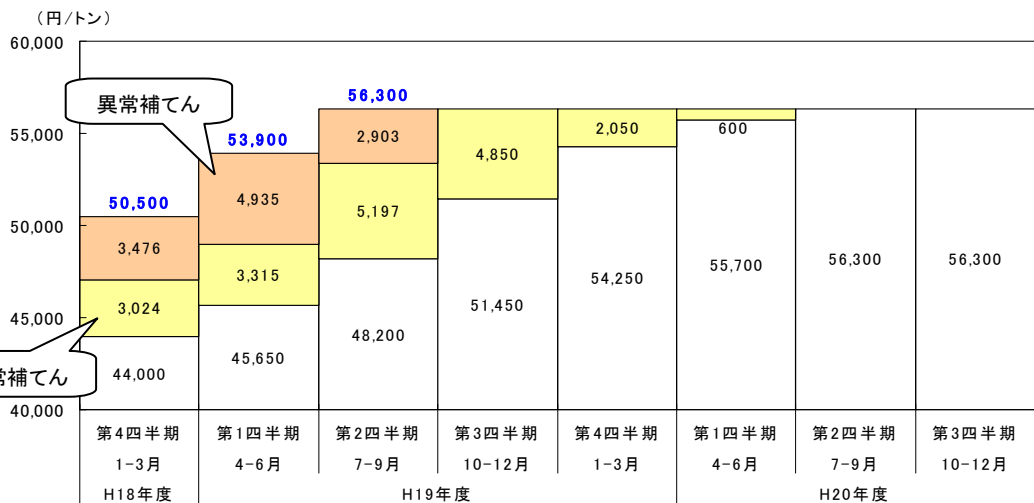


<原油価格の推移>



○ 今後の補てん見込みと負担の内訳

- 19年当初で基金財源は1,410億円(通常補てん550億円、異常補てん860億円)程度。
(通常補てん基金には、四半期毎に生産者等が積立金。)
- とうもろこし価格が、さらに急激に高騰しない限りは、現在の基金水準で対応可能。
- 例えば、とうもろこしのシカゴ相場の状況を踏まえると、配合飼料価格は、19年4~6月期で54千円程度、7~9月期で56千円程度と推計。その後この水準で推移した場合でも、対応可能。



	通常補てん	異常補てん	
補てん額	1,020	600	億円
平成20年末	210	260	億円

注1. 19年4~6月期のとうもろこしの平均価格は、4.1ドル/ブッシェル、
7~9月期以降は4.3ドル/ブッシェルとして推計
2. 異常補てんの額は、シカゴ相場等から推計

とうもろこしの輸入の流れ

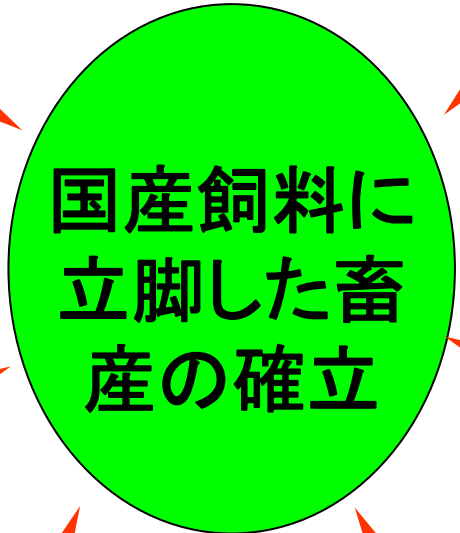


米国での原料調達から、日本国内での原料使用までは、
およそ3~4か月程度のタイムラグ

○ 国産飼料の生産・利用の拡大

○ 飼料原料を輸入に依存した畜産から、国産飼料に立脚した畜産に転換

- ・稲発酵粗飼料生産・利用拡大や稲わらの利用拡大、水田放牧への取組
- ・耕作放棄地等への飼料作付や放牧への取組
- ・コントラクターやTMRセンターの育成
- ・エコフィードの推進



○ 水田の活用(耕畜連携)

- ・稲発酵粗飼料
- ・水田放牧
- ・稲わら



○ 集約放牧(酪農)

- ・購入飼料費の節減(約4割削減)
- ・労働時間節減(約4割削減)



○ 耕作放棄地の活用(繁殖牛放牧)

- ・飼料費の節減
- ・農地の保全
- ・獣害防止



○ コントラクター

- ・収穫労力軽減(日数で約8割軽減)
- ・生産費用の節減(約4割節減)
- ・所得の増加(集落事例平均約1割増加)



○ TMRセンター

- ・飼料給与時間の短縮(約6割軽減)
- ・生産乳量の増加(平均7%増加)
- ・飼養規模拡大(約6%増加)



- 青刈リトウモロコシの拡大
- 高位生産性草地への転換

- ・単収の向上
- ・生産費用の軽減



○ エコフィードの推進

- ・飼料費の削減
- ・未資源の有効活用(食品残さ・DDGS等)



食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドラインについて

検討の経緯

特に他業種からの新規参入者のために

食品残さを利用する飼料
製造業者

「全国食品残さ飼料化行動会議(H17.10.4)」の一環

飼料の安全性を確保するためのガイドラインの検討会を設置

ワーキンググループの検討を含め、7回開催し、H18.7.11成案

ガイドラインの通知

○農林水産省プリオン病小委員会(H18.7.7)へ報告
BSE対策上も有効であるとの評価を得る

○食品安全委員会(第154回会合)(H18.7.27)及びプリオン専門調査会(H18.8.10)
へ報告

○パブリックコメントの募集(H18.7.18～8.17)後、H18.8.30付けでガイドラインを通知



食品残さ等の飼料利用に伴うリスク要因とその低減措置について

リスク要因

ガイドラインにおけるリスク低減措置

1 異物の混入



- ①原料排出元での分別
- ②原料収集段階での分別状況の確認、包装資材の極力除去
- ③製造段階で原料受入時に分別できなかった包装資材を分別除去
- ④家庭調理残さの利用は原則禁止(食育の観点等から例外的に利用する場合は分別の徹底、モニタリングの徹底)
- ⑤収集・保管には蓋付きの専用容器を用いる

2 かび毒、残留農薬等
有害物質の混入



- ①製品の特性を考慮し必要に応じた品質管理

3 動物性たん白質の混入



- ①動物由来たん白質を含むものは対象家畜を限定
- ②反すう動物用飼料との交差汚染防止

4 腐敗、変敗



- ①かびの発生及び腐敗等が認められるものは使用しない
- ②迅速に収集、製造及び使用
- ③原料を一時保管するときには冷蔵庫又は冷暗所に保管
- ④水分含量等製品の状況に応じた温度管理

5 病原微生物汚染



- ①適切な加熱処理
- ②汚染されている可能性の高いものは使用しない
- ③収集・保管には蓋付きの専用容器を用いる
- ④分別専用容器の洗浄又は消毒

- 酪農が我が国の農地や国土の保全に大きく貢献していることへの理解を醸成しつつ、特に飲用需要が低迷していることを踏まえ、牛乳・乳製品の消費拡大対策を強化する必要。
- この際、牛乳を飲む・飲まないを決める着眼点は、主に①機能性・有用性の「知識」、②おいしさ等「商品の魅力」、③牛乳のイメージ等「感性」であることを踏まえ、それぞれの観点から取組を強化。

牛乳・乳製品消費拡大検討委員会においてヒアリングを行いながら分析・検討

消費者の着眼点

- ①有用性・機能性の「知識」
- ②おいしさ等「商品の魅力」
- ③牛乳に対するイメージ等「感性」

有用性・機能性を的確かつ強力にアピール

- 機能性の調査研究、パンフ配布、セミナー開催
- 食育(高校生等への骨密度測定と併せた普及啓発)

強化(誤解の打破)

- 医学者・栄養学者等の「牛乳乳製品健康科学会議」の下、正確な情報を提供
- 誤解対応へ学術情報の質・量の向上(ライブラリー)
- 主たる購買者である母親への情報提供強化

酪農と牛乳に対する理解の一層の醸成

イメージ改善

- 中高生対象の「牛乳に相談だ。」(テレビCM等)



関心作り

- 料理講習会・コンクール
- 酪農教育ファーム

強化

習慣づけ

- 3-A-Day運動 (1日3回の摂取)
- 学童期の飲用習慣定着促進



- 酪農により農地・国土が保全されることへの理解醸成
- 「牛乳に相談だ。」等キャンペーンの評価と強化
- モデル牧場と認証強化で酪農教育ファームの質を向上
- 学校・地域関係者への情報提供で裾野を拡大

「牛乳」表示の追加等新商品開発の促進

- 消費者ニーズの把握(牛乳全般の購買者意識調査)
- ペットボトル容器の追加(食品安全委員会が評価中)
- 「牛乳」表示の追加(生乳100%+ビタミン、ミネラル等の商品)を検討

促進



新商品開発・宣伝・販促(メーカー)

このほか、輸出に向けた検討調査・技術開発(LL牛乳賞味期限延長)に引き続き取組。

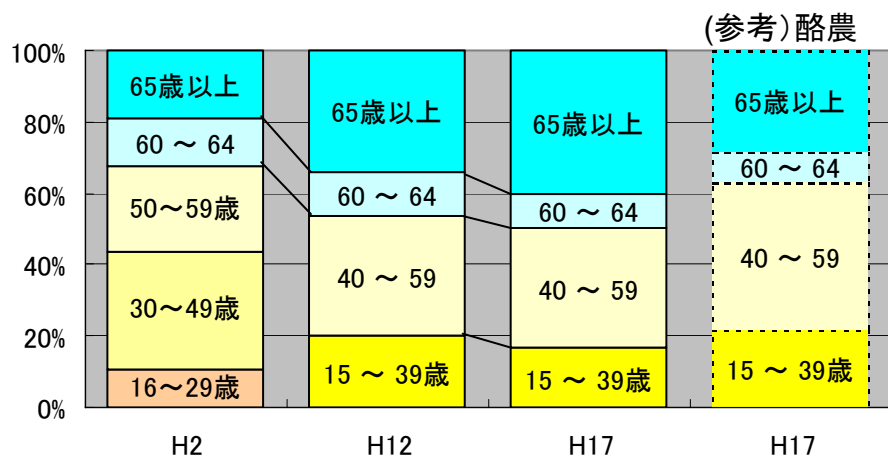
- ・ 10頭未満の小規模層農家は減少。一方、20頭以上層は増加。
- ・ 20頭以上層は、戸数で1割弱であるが、飼養頭数は全体の約4割。
- ・ 繁殖経営の高齢化が進展し、65歳以上層が約4割に到達する一方、農外や他の農業部門からの参入、又は親(畜産経営)からの独立といった新規参入もある。

○繁殖雌牛飼養頭数規模別 農家戸数、飼養頭数の推移

飼養頭数規模別	繁殖雌牛飼養戸数(戸)			飼養頭数(頭)
	H3	H13	H18	H18
1～4頭	142,400 (77.7%)	56,500 (59.9%)	42,100 (57.4%)	103,700 (16.7%)
5～9	29,500 (16.1%)	22,000 (23.3%)	16,800 (22.9%)	130,900 (21.1%)
10～19	8,710 (4.8%)	10,200 (10.8%)	8,670 (11.8%)	133,800 (21.5%)
20～49	2,170 (1.2%)	4,710 (5.0%)	4,650 (6.3%)	252,600 (40.7%)
50以上	390 (0.2%)	960 (1.0%)	1,178 (1.6%)	
合計	183,300 (100.0%)	94,400 (100.0%)	73,400 (100.0%)	621,000 (100.0%)

(資料:畜産統計。表中の飼養頭数は、H17年農林業センサスをもとに推算。)

○繁殖雌牛飼養農家の年齢別従事者割合の推移



(資料:農林業センサス)

○新規参入円滑化対策事業における肉用牛繁殖経営への新規参入の状況

参入前の状況	H16～18の実績	
	参入者数	割合
農業外	29	35%
農業経営(繁殖以外の畜産、耕種)	18	22%
親が畜産経営(肉用牛、酪農)	35	43%
合計	82	

○ 肉用牛増頭に向けた取組

- 繁殖雌牛11万頭増頭(毎年1万頭増頭)達成に向けた取組を推進。
【H27年度目標 62万頭→73万頭】
- 肉用牛増頭に向け、様々な取組が進展。

〔①耕種経営からの新規参入〕(北海道)



- 水稲等の生産から畜産部門に参入
- 繁殖雌牛10頭 → 25頭に増頭
- 放牧を含め牧草の全量を自家生産

〔②酪農経営へ繁殖雌牛を導入〕(関東)



- 以前は水田・酪農の複合経営(乳牛35頭)
- ↓
- 搾乳牛舎の空き牛房で繁殖雌牛を飼養
乳牛20頭、繁殖雌牛21頭

〔③放牧を活用した増頭〕(中四国)



牛舎周辺への放牧



耕作放棄地への放牧

- H15に新規参入。2頭 → 11頭に増頭
- 牛舎周辺や耕作放棄地へ放牧
- 放牧面積を拡大し、20頭まで増頭予定

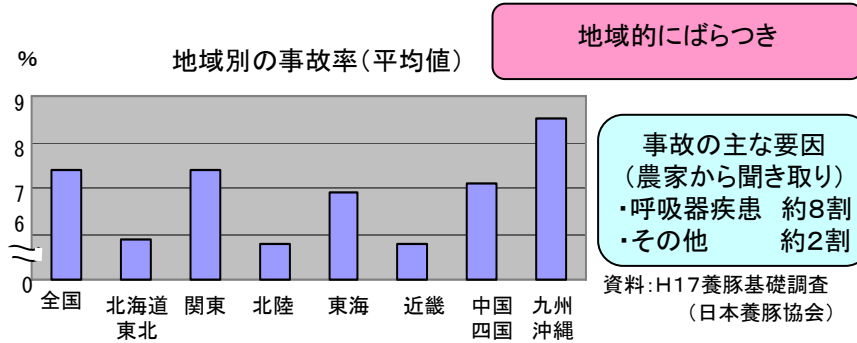
〔④キャトルセンターを活用した増頭〕(南九州)



- 管内農家の支援のため、農協が200頭規模の子牛受入牛舎を整備
- 農家は、センターに子牛が成長するまで預けて規模拡大
【A農家の例】繁殖雌牛 H8:30頭 → H16:74頭

- 養豚農場によっては、PRRS (豚繁殖・呼吸障害症候群) 等の混合感染症により事故率上昇する事例あり
- 本年に入り、宮崎県・岡山県の養鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザが発生
- これら疾病の基本的な対策として、生産農場における飼養衛生管理の取組や飼養衛生管理技術に関する調査研究が重要

【養豚】



地域での取組

<K県の事例(飼養規模:肥育豚2,400頭)>
 (肥育農場における衛生対策事例)



関係者以外の立入制限

徹底的な消毒

オールインオールアウトの徹底

管理獣医師の定期的な巡回
 必要な病性鑑定

事故率の顕著な減少、出荷日齢の短縮 など

【養鶏】

宮崎県・岡山県での高病原性鳥インフルエンザの発生
 <まん延防止措置の迅速かつ的確な実施>

3月1日にすべての移動制限及び搬出制限を解除



<発生予防に万全を期すための緊急措置を実施>

- ・ 飼養衛生管理の点検・指導
- ・ 家きん飼養農場で消石灰による消毒を実施 (西日本中心)

<発生予防対策>

生産農場における飼養衛生管理の取組

効果的な飼養衛生管理の徹底

飼養衛生管理技術に関する調査研究